

京都市交通局管理規程 5-10（京都市交通局職員の給与の特例に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田與三右衛門

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成15年4月1日」を「平成19年4月1日」に改め、同項第1号中「10級」を「9級」に、「百分の九十」を「百分の五十」に改め、同項第2号中「9級」を「8級」に、「百分の八十」を「百分の四十」に改め、同項第3号中「8級」を「7級」に、「百分の七十」を「百分の三十」に改め、同項第4号中「6級又は7級」を「5級又は6級」に、「百分の六十」を「百分の二十」に改める。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）